第２号様式（第３条関係）

調理業務従事証明書

従事者（受験者）	氏名		生年月日	昭和 平成 令和 （西暦）　　年　　月　　日

当該従事者が、次のとおり調理の業務に従事したことを証明します。

１　施設名		４　調理業務の内容
２　所在地	〒 都道 府県	（飲料調製、食肉処理、製菓・製パン、あん類製造、水産製品製造及び製麺に係る業務を除く。）
３　電話番号	（　　）　　－	
５　施設区分	⑴　給食施設 提供回数　１日　＿＿回 提供食数　１日平均＿＿食 （施設の種類） ア寄宿舎　イ学校　ウ病院　エ事業所 オ社会福祉施設　カ介護老人保健施設 キ矯正施設　ク自衛隊　ケ給食センター コその他（　　）	開設・許可年月日 ＿＿＿＿年　月　日 廃業年月日（廃業施設のみ） ＿＿＿＿年　月　日 許可（届出）保健所 （営業許可施設は必須） 許可（届出）番号 （営業許可施設は必須・廃業施設は空欄可）
	⑵　飲食店等の営業許可施設 （施設の種類） ア　飲食店営業(喫茶店営業を除く) イ　魚介類販売業 ウ　そうざい製造業 エ　複合型そうざい製造業	
６　従事期間	昭和・平成・令和　　年　月　日から　昭和・平成・令和　　年　月　日まで 合計　　年　　か月（除算期間：　　年　　か月）	
	勤務形態がパート、アルバイト等にあっては勤務日数及び時間を記入すること。 日／週、　　時間／日	

７　証明日	令和　　年　　月　　日				
８　証明者	施設名				９　実印又は職印
	住所				
	電話番号				
	役職		氏名		

調理業務従事証明書（第２号様式）作成時の注意事項

１　調理業務従事証明書は、受験者氏名から**全て証明者が記入**のうえ押印してください。受験者は、記入・訂正できません。

２　証明者は、原則として次の⑴の申請者または⑵の届出者（以下「営業許可等申請者」という。）です。

⑴　食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 35 条第１号（飲食店営業）、第４号（魚介類販売業）、第 25 号（そうざい製造業）または第 26 号（複合型そうざい製造業）に掲げる営業の営業許可

⑵　食品衛生法第 57 条第１項の規定による営業の届出

ア　調理業務従事証明書には、受験者が勤務していた施設の**開設年月日または初回許可年月日**の記入が必要です。

また、従事期間の開始日は、**開設・許可年月日以後**であることが必要ですのでご注意ください。

イ　給食施設の開設年月日とは、寄宿舎、学校等の施設で多人数に対して食品を供与する施設としての開設年月日（給食開始年月日）をいい、保健所に届け出ている日付となります。

ウ　証明者は、原則として**営業許可等申請者**となりますのでご注意ください。

３　受験する年度の調理師試験実施要領に記載されている受験資格をご確認いただいたうえで、調理業務従事証明書を作成してください。

４　従事期間については、調理業務従事証明書の証明日現在で２年以上が必要です。

５　正規職員以外（パート・アルバイト等）であっても、**週４日以上かつ１日６時間以上**の勤務（実働）を原則とし、反復継続的に調理業務に従事している場合は、職歴として認められます。

６　接客業務や配達業務、魚介類販売業で販売のみ等の場合は、職歴として認められません。

７　高校在学期間中の従事期間は、 職歴として認められません。（定時制・通信制の場合は認められます。）

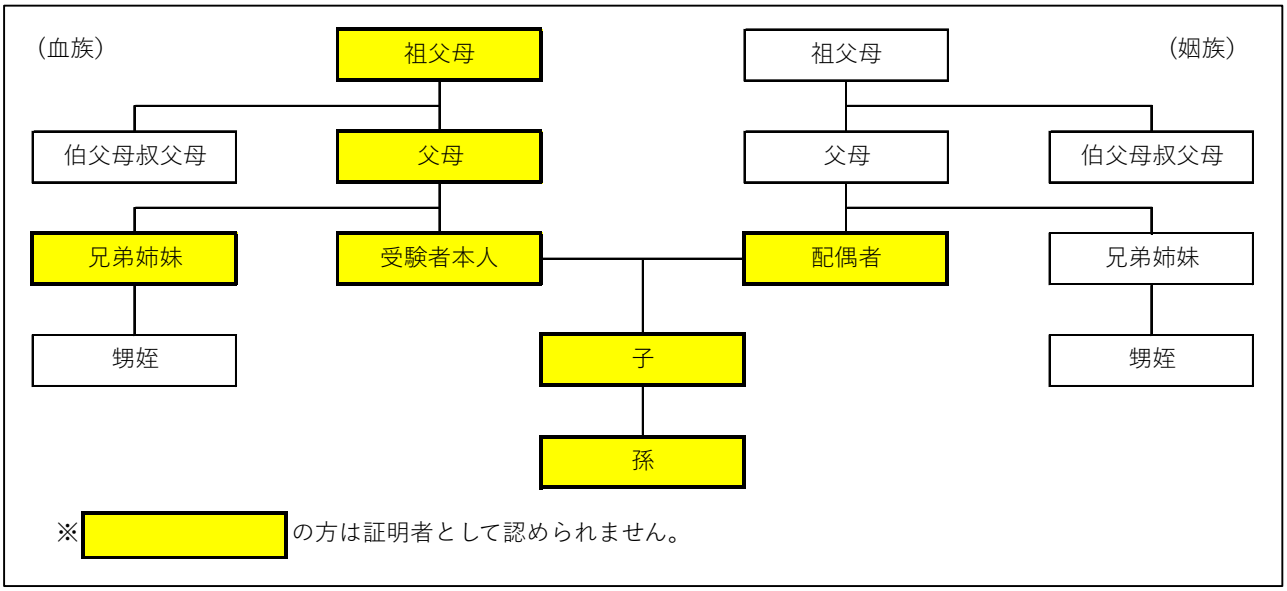
８　原則として営業許可等申請者による証明が必要となります。

また、次の場合は第三者（同業種の施設の代表者（以下「同業種証明者」という。）または食品衛生協会等調理に関する所属団体の長）による証明が必要です。

⑴　施設長が受験者本人、配偶者もしくは二親等以内の血族の関係にある場合（次の図を参照）

⑵　勤務していた店舗や施設が廃業になり、証明が得られない場合

※　同業種証明者は、受験者の従事期間に営業していることが必要です。証明できる者がいない場合は、改めて調理の業務に従事する必要があります。



９　異なる期間に２か所以上の施設（支店等を含む。）で調理業務に従事した場合は、施設ごとに調理業務従事証明書が必要です。（「調理業務従事証明書」を必要枚数コピーまたはホームページから印刷して使用してください。）

10　受験資格の審査のために必要がある場合は、証明者等に直接確認を行うことや、調理業務従事の事実を確認できる追加資料及び証明書等の提出を求めることがあります。

11　受験者が従事した施設の営業許可証等の写し（コピー）を提出いただけると、調理業務従事の事実を確認できる追加資料及び証明書等の提出を求めることが少なくなります。

次の⑴または⑵の写し（コピー）を提出していただけると手続きがスムーズです。

⑴　食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 35 条第１号（飲食店営業）、第４号（魚介類販売業）、第 25 号（そうざい製造業）または第 26 号（複合型そうざい製造業）に掲げる営業の営業許可証

⑵　食品衛生法第 57 条第１項の規定による営業の届出（控え）

※　営業許可証等の写しは、許可年月日（受験者が従事していた期間を満たすもの）、施設名、施設住所、許可保健所、許可番号、申請者のわかる面のコピーを提出してください。

※　⑴において勤務していた店舗や施設が廃業になり添付できない場合、または、⑵において届出書類一式の写しがなく添付できない場合において、当該施設の許可・届出が確認できない場合は、受験資格が認められません。

12　（該当する場合のみ）同業種証明者の営業許可証等の写し（コピー）を提出いただけると、調理業務従事の事実を確認できる追加資料及び証明書等の提出を求めることが少なくなります。

８の同業種証明者により第三者証明をする場合、受験者の従事していた施設と同業種の営業許可証等の写しを提出していただけると手続きがスムーズです。

※　同業種証明者は、受験者の従事期間に営業していることが必要です。また、廃業している場合は証明できません。

※　営業許可証等の写しは、許可年月日（受験者が従事していた期間を満たすもの）、施設名、施設住所、許可保健所、許可番号、申請者のわかる面のコピーを提出してください。

13　提出書類の内容が事実と異なることが判明した場合は、受験者の受験資格や合格を取り消すほか、証明者も刑法の規定により処罰されることがあります。

14　記入する際は黒のボールペン（消えるボールペンは不可）を使用してください。

15　内容を訂正する場合は、必ず訂正箇所に二重線を引き、証明印と同じ印を押印したうえで訂正してください。

修正液等の使用、訂正印のないもの、捨て印による訂正は認められません。

16　調理業務の内容は、調理内容が分かるよう、次の（例）の３つ以上の項目を記入してください。

（例）　にぎる・ゆでる・切る・焼く・炊く・むく・いる・蒸す・おろす・炒める・味付ける・混ぜる・揚げる・盛り付ける・こねる・煮る

※　上述の具体的な作業のうち、反復継続的に３つ以上を行っていない場合は、受験資格を認めません。

17　給食施設に従事している場合は１日何回合計で何食分を提供しているかを記載してください。

（例）・１日 50 食以上の場合の記入例

朝 19 食　昼 19 食　夕 19 食を提供している場合

提供回数　１日　3 回　提供食数　１日平均　57 食

・１回 20 食以上の場合の記入例

朝５食　昼 25 食　夕５食を提供している場合

提供回数　１日　１回　提供食数　１日平均　25 食

18　証明者が受験者と同姓であるが、二親等以内の血族に該当しない場合は、下の余白に、受験者との続柄・関係を具体的に記入してください。（法人代表者が、同姓である場合も含む。）

（例）「受験者は孫の配偶者です。」「受験者と血縁関係はありません。」「証明者は、受験者の二親等以内の血族ではありません。」等

＜証明者の印について＞

１　印鑑証明を添付する場合は、提出前３か月以内に交付された印鑑証明書が必要です。

２　個人が証明する場合（個人事業主等が証明する場合）

市区町村に登録されている実印を押印し、必ず印鑑登録証明書を添付してください。

（例）　個人経営の飲食店営業許可施設、個人病院、無認可保育園、老人ホーム

３　法人代表者が証明する場合（代表取締役社長等または所属団体の長が証明する場合）

法人名と役職名の入った職印または登記された印鑑を押印してください。

職印ではなく、個人名等の登記された印鑑を用いる場合には、登記印であることを確認できるよう必ず印鑑証明書を添付してください。

なお、社印、学校印、組合印等のみでの証明は認められません。

（例）　株式会社、有限会社、学校法人、医療法人、社会福祉法人および私立の幼稚園・小中学校

※　何らかの理由（本社が遠隔地になる等）により職印が使用できない場合は法人印と代表取締役または理事長もしくは支店等責任者の私印による証明も可能としますが、その場合は当該証明者の役職名および氏名を明記し、上記「個人が証明する場合」と同様の証明者の印鑑証明書を添付してください。

４　公共施設の長が証明する場合（学校長等が証明する場合）

施設名と役職名の入った印鑑を押印してください。社印、学校印、組合印等のみでの証明は認められません。

（例）　学校等（公立）、公立の病院、国および地方公共団体機関

５　第三者（同業種証明者または調理に関する所属団体の長）による証明の場合

⑴　同業種証明者の場合

上述「２　個人が証明する場合」および「３　法人代表者が証明する場合」と同様です。

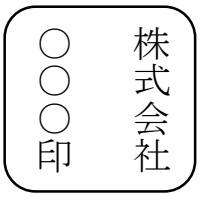
⑵　調理に関する所属団体の長の場合

団体名と役職名の入った長の印鑑（職印）を押印してください。

【認められる印の例】

印鑑証明が必要な場合



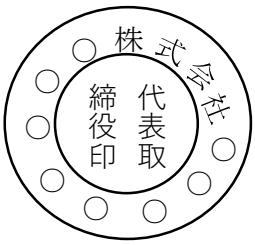




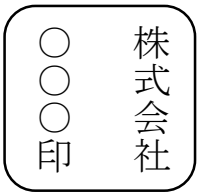
法人登記された印鑑を用いる場合には、必ず印鑑証明書を添付してください。

何らかの理由(本社が遠隔地になる等)により職印が使用できない場合は、「法人印」と「代表取締役または理事長もしくは支店等責任者の私印」を**併せて押印**してください。その場合は当該証明者の役職名および氏名を明記し、「２　個人が証明する場合」と同様の証明者個人の印鑑証明書を添付したうえで、証明者の住所欄は証明者個人の印鑑証明書と一致させてください。

印鑑証明が不要な場合









法人の代表者が証明する場合で、法人名と役職名の入った職印

役職印が役職名のみの場合は、社印、学校印、組合印等を**併せて押印**してください。









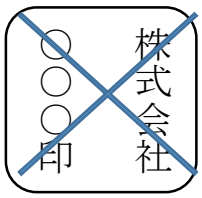


公共施設の長が証明する場合

調理に関する所属団体の長による証明の場合

何らかの理由により営業許可等申請者の職印が使用できない場合は、「法人印」と「保育園長もしくは支店長の職印」を**併せて押印**してください。

【認められない印の例】









社印、学校印、組合印のみ

ゴム印

！　調理業務従事証明書は証明者が記入するもので、受験者は記入・訂正することができません。
訂正する場合は訂正箇所に二重線を引き、その上に証明印と同じ印鑑を押印してください。　！

【記入例】

第２号様式（第３条関係）

調理業務従事証明書

従事者（受験者）	氏名	沖縄　花子	生年月日	昭和 (平成) 令和（西暦）　１２年　３月　４日

当該従事者が、次のとおり調理の業務に従事したことを証明します。

1　施設名	沖縄県食堂	4　調理業務の内容 （飲料調製、食肉処理、製菓・製パン、あん類製造、水産製品製造及び製麺に係る業務を除く。） にぎる・ゆでる・切る・焼く・炊く・むく・いる・蒸す・おろす・炒める・味付ける・混ぜる・揚げる・盛り付ける・こねる・煮る
2　所在地	〒900－8910 沖縄　都道府県　那覇市泉崎８丁目９番地10号	
3　電話番号	（０９８　）　８８８－１１１１	
5　施設区分	(1)　給食施設 提供回数　１日　３　回 提供食数　１日平均　５７食 （施設の種類） ア寄宿舎　イ学校　ウ病院　エ事業所 オ社会福祉施設　カ介護老人保健施設 キ矯正施設　ク自衛隊　ケ給食センター コその他（　　）	開設・許可年月日 平成３０年　４月　１日 廃業年月日（廃業施設のみ） 年　月　日 許可（届出）保健所 （営業許可施設は必須） 那覇市保健所
	(2)　飲食店等の営業許可施設 （施設の種類） (ア)　飲食店営業(喫茶店営業を除く) イ　魚介類販売業 ウ　そうざい製造業 エ　複合型そうざい製造業	許可（届出）番号 （営業許可施設は必須・廃業施設は空欄可） 第２００８０００２３号
6　従事期間	昭和・平成 (令和)　３年９月１日から　昭和・平成 (令和)　５年１月31日まで 合計　２年　３か月（除算期間：　年　２か月） 勤務形態がパート、アルバイト等にあっては勤務日数及び時間を記入すること。 ４　日／週、　６　時間／日	

7　証明日	令和　５　年　２　月　10　日			
8　証明者	施設名	株式会社　沖縄県		9　実印又は職印
	住所	沖縄県那覇市泉崎10丁目11番12号		
	電話番号	０９８－８９０－１１１２		
	役職	代表取締役	氏名　調理　一郎	

従事者氏名は、住民票や戸籍に記載された文字（旧字体の場合は、旧字体のまま）を記入してください。

「1 施設名」「2 所在地」「3 電話番号」欄は、受験者が勤務している（していた）施設のものを記入してください。

１日何回何食分を提供しているかを記入してください。
（受験資格は「１回２０食以上」又は「１日５０食以上」です）
①１日５０食以上の場合の記入例
　朝１９食　昼１９食　夕１９食を提供している場合
　提供回数　１日**３**回　提供食数　１日平均**５７**食
②１回２０食以上の場合の記入例
　朝５食　昼２５食　夕５食を提供している場合
　提供回数　１日**１**回　提供食数　１日平均**２５**食

該当するどちらか一方に記入してください。

証明年月日現在で２年以上の勤務が必要です。 勤続中の場合は、「７証明日」を期間の終わりの日として記入してください。
従事期間に休業、休職等の期間がある場合は、除算期間に記入してください。
記載例の場合
　従事期間：２年５か月　除算期間：２か月
　合計　２年３か月

パート、アルバイト、経営者、役員等にあっては、調理業務に従事する勤務が**週４日以上かつ１日６時間以上**の勤務（実働）であることが必要です。勤務日数及び時間は平均ではなく基本の勤務形態 を記入してください。
「４日／週」とは１週間当たり４日勤務していることです。
「６時間／日」とは、１日当たり６時間勤務（休憩時間を除く）していることです。

証明者住所について、個人の実印で証明する場合は、印鑑証明書に記載された住所を記入してください。

調理業務の内容は、具体的な作業を３つ以上記載してください。

受験者が勤務していた施設の**開設年月日または初回許可年月日**の記入が必要です。
また、「６　従事期間」の開始日は、**開設・許可年月日以後**であることが必要ですのでご注意ください。

廃業している場合は「廃業年月日」の記入が必要です。

受験者の従事していた施設の営業許可または届出をした保健所を記入してください。（記入必須）
記入がない場合は、受理できません。

証明書に押印する印鑑は、原則として営業許可等申請者の個人印または法人の長の職印です。
（法人印のみでの証明は認められません。）
・　営業許可等申請者および第三者証明者が個人である場合は、市区町村に登録されている実印を押印し、必ず印鑑登録証明書を添付してください。
・　営業許可等申請者および第三者証明者が法人である場合は、法人代表者の法人名と役職名の入った職印または登記された印鑑を押印してください。
　職印ではなく、個人名等の登記された印鑑を用いる場合には、登記印であることを確認できるよう必ず印鑑証明書を添付してください。

８　証明者　「施設名」欄は
法人の場合：法人名（営業許可証の申請者名）

（参考）代表者の職印の例
登記簿に登録された職印を使用してください。



従事証明者の氏名や施設名が、旧字体の場合は、旧字体のまま記入してください。

証明者が受験者と同姓であるが、二親等以内の血族に該当しない場合は、受験者との続柄・関係を具体的に記入してください。（法人代表者が、同姓である場合も含む。）
（例）「受験者は孫の配偶者です。」　「受験者と血縁関係はありません。」等

＜学校給食施設　記入例＞

第２号様式（第３条関係）

調理業務従事証明書

従事者（受験者）	**氏名**	沖縄　花子	**生年月日**	昭和 (平成) 令和（西暦）　１２年　３月　４日

当該従事者が、次のとおり調理の業務に従事したことを証明します。

１　施設名	☆☆村給食センター	**４　調理業務の内容** **（飲料調製、食肉処理、製菓・製パン、あん類製造、水産製品製造及び製麺に係る業務を除く。）** にぎる・ゆでる・切る 焼く・揚げる・煮る
２　所在地	〒900－8910 沖縄（都道府県）　☆☆村△△８番地	
３　電話番号	（０９８０）　８８－１３１４	
５　施設区分	**？　給食施設** **提供回数**　１日　３回 **提供食数**　１日平均　５７食 **（施設の種類）** ア寄宿舎　イ学校　ウ病院　エ事業所 オ社会福祉施設　カ介護老人保健施設 キ矯正施設　ク自衛隊　(ケ)給食センター コその他（　　）	**開設・許可年月日** 令和　３年　４月　１日 **廃業年月日**（廃業施設のみ） 年　月　日 **許可（届出）保健所** （営業許可施設は必須） 北部保健所 **許可（届出）番号** （営業許可施設は必須・廃業施設は空欄可）
	？　飲食店等の営業許可施設 **（施設の種類）** ア　飲食店営業(喫茶店営業を除く) イ　魚介類販売業 ウ　そうざい製造業 エ　複合型そうざい製造業	
６　従事期間	昭和・平成・(令和)　３年７月１日から　昭和・平成・(令和)　６年１月15日まで 合計　２年　４か月（除算期間：　年　２か月）	
	勤務形態がパート、アルバイト等にあっては勤務日数及び時間を記入すること。 ４　日／週、　７　時間／日	

７　証明日	令和　６　年　１月　22　日			
８　証明者	**施設名**	☆☆村		**９　実印又は職印**
	住所	沖縄県☆☆村△△１番１号		長☆之☆印村
	電話番号	０９８０－８８－１１１２		
	役職	村長	**氏名**　沖縄　一郎	

「受験者は孫の配偶者です。」「受験者と血縁関係はありません。」等

証明者は、営業許可等申請者（市町村長、市町村教育長）となります。
証明者印は長の職印（市町村長印、市町村教育長　等）です。

＜保育園等　記入例＞

第２号様式（第３条関係）

調理業務従事証明書

従事者（受験者）	**氏名**	沖縄　花子	**生年月日**	昭和 (平成) 令和（西暦）　１２年　３月　４日

当該従事者が、次のとおり調理の業務に従事したことを証明します。

１　施設名	☆☆保育園	**４　調理業務の内容** **（飲料調製、食肉処理、製菓・製パン、あん類製造、水産製品製造及び製麺に係る業務を除く。）** ゆでる・切る・焼く・混ぜる 盛り付ける・こねる・煮る
２　所在地	〒900－8910 沖縄　都道府(県)　那覇市泉崎８丁目９番地10号	
３　電話番号	（０９８　）　８８８－１３１４	
５　施設区分	**?　給食施設** **提供回数**　１日　１回 **提供食数**　１日平均　２５食 **（施設の種類）** ア寄宿舎　イ学校　ウ病院　エ事業所 (オ)社会福祉施設　カ介護老人保健施設 キ矯正施設　ク自衛隊　ケ給食センター コその他（　　）	**開設・許可年月日** 令和　３年　４月　１日 **廃業年月日**（廃業施設のみ） 年　月　日 **許可（届出）保健所** （営業許可施設は必須） 那覇市保健所 **許可（届出）番号** （営業許可施設は必須・廃業施設は空欄可）
	?　飲食店等の営業許可施設 **（施設の種類）** ア　飲食店営業(喫茶店営業を除く) イ　魚介類販売業 ウ　そうざい製造業 エ　複合型そうざい製造業	
６　従事期間	昭和・平成・(令和)　３年７月１日から　昭和・平成・(令和)　６年１月20日まで 合計　２年　４か月（除算期間：　年　２か月）	
	勤務形態がパート、アルバイト等にあっては勤務日数及び時間を記入すること。 ５　日／週、　７　時間／日	

７　証明日	令和　６　年　１　月　20　日				
８　証明者	**施設名**	社会福祉法人☆☆会			**９　実印又は職印**
	住所	沖縄県那覇市泉崎10丁目11番12号			社会福祉法人☆☆会 理事長之印
	電話番号	０９８－８９０－１１１２			
	役職	理事長	**氏名**	沖縄　一郎	

「受験者は孫の配偶者です。」「受験者と血縁関係はありません。」等

証明者は、営業許可等申請者（理事長等）となります。
証明者印は長の職印です。

＜飲食店　記入例＞

第２号様式（第３条関係）

調理業務従事証明書

従事者（受験者）	**氏名**	沖縄　花子	**生年月日**	昭和 (平成) 令和（西暦）　１２年　３月　４日

当該従事者が、次のとおり調理の業務に従事したことを証明します。

１　施設名	飲食チェーン　那覇支店	**４　調理業務の内容** **（飲料調製、食肉処理、製菓・製パン、あん類製造、水産製品製造及び製麺に係る業務を除く。）** ゆでる・切る・焼く・蒸す 盛り付けるこねる・煮る
２　所在地	〒900－8910 沖縄 (都道) 府県　那覇市泉崎８丁目９番地10号	
３　電話番号	（０９８　）　８８８－１３１４	
５　施設区分	?　**給食施設** **提供回数**　１日　＿＿＿回 **提供食数**　１日平均＿＿＿食 **（施設の種類）** ア寄宿舎　イ学校　ウ病院　エ事業所 オ社会福祉施設　カ介護老人保健施設 キ矯正施設　ク自衛隊　ケ給食センター コその他（　　）	**開設・許可年月日** 令和　３年　７月　１日 **廃業年月日**（廃業施設のみ） 年　月　日 **許可（届出）保健所** （営業許可施設は必須） 那覇市保健所 **許可（届出）番号** （営業許可施設は必須・廃業施設は空欄可） 第２００８００００１号
	?　**飲食店等の営業許可施設** **（施設の種類）** (ア)　飲食店営業(喫茶店営業を除く) イ　魚介類販売業 ウ　そうざい製造業 エ　複合型そうざい製造業	
６　従事期間	昭和・平成・(令和)　３年７月１日から　昭和・平成・(令和)　５年12月31日まで 合計　２年　５か月（除算期間：　年　か月） **勤務形態がパート、アルバイト等にあっては勤務日数及び時間を記入すること。** ４　日／週、　７　時間／日	

７　証明日	令和　６　年　１　月　17　日				
８　証明者	**施設名**	株式会社　飲食チェーン			**９　実印又は職印**
	住所	東京都中央区日本橋10丁目11番12号			株式会社 飲食チェーン 代表取締役印
	電話番号	０３－４５６－７８９０			
	役職	代表取締役社長	**氏名**	沖縄　一郎（社長名）	

「受験者は孫の配偶者です。」「受験者と血縁関係はありません。」等

証明者は、営業許可等申請者（社長等）となります。
証明者印は長の職印です。（職印ではなく、法人登記された印鑑を用いる場合には、必ず印鑑証明書を添付してください。）

＜第三者証明　記入例＞

第２号様式（第３条関係）

調理業務従事証明書

従事者（受験者）	氏名	沖縄　花子	生年月日	昭和 (平成) 令和（西暦）　１２年　３月　４日

当該従事者が、次のとおり調理の業務に従事したことを証明します。

１　施設名	沖縄県食堂	４　調理業務の内容 （飲料調製、食肉処理、製菓・製パン、あん類製造、水産製品製造及び製麺に係る業務を除く。） にぎる・ゆでる・切る・焼く 混ぜる・揚げる・盛り付ける・煮る
２　所在地	〒900－8910 沖縄 (都道府県) 那覇市泉崎８丁目９番地10号	
３　電話番号	（０９８　）　８８８－１１１１	
５　施設区分	？　給食施設 提供回数　１日　＿＿＿回 提供食数　１日平均＿＿＿食 （施設の種類） ア寄宿舎　イ学校　ウ病院　エ事業所 オ社会福祉施設　カ介護老人保健施設 キ矯正施設　ク自衛隊　ケ給食センター コその他（　　）	開設・許可年月日 平成　25年　６月　１日 廃業年月日（廃業施設のみ） 令和　４　年　３月　31日 許可（届出）保健所 （営業許可施設は必須） 那覇市保健所 許可（届出）番号 （営業許可施設は必須・廃業施設は空欄可） 第２００８０００２３号
	？　飲食店等の営業許可施設 （施設の種類） (ア) 飲食店営業(喫茶店営業を除く) イ　魚介類販売業 ウ　そうざい製造業 エ　複合型そうざい製造業	
６　従事期間	昭和・(平成)・令和　30年１月15日から　昭和・平成・(令和)　３年12月31日まで 合計　３年　11か月（除算期間：　年　か月） 勤務形態がパート、アルバイト等にあっては勤務日数及び時間を記入すること。 ５　日／週、　６　時間／日	

７　証明日	令和　６　年　１　月　31　日				
８　証明者	施設名	一般社団法人　沖縄県食品衛生協会			９　実印又は職印
	住所	沖縄県浦添市安波茶３－５－２ 安波茶交差点ビル103号室			沖縄県食品衛生協会長之印 ○○支部
	電話番号	０９８－８７１－１５２３			
	役職	会長	氏名	会長名	

「受験者は孫の配偶者です。」「受験者と血縁関係はありません。」等

証明者は、食品衛生協会等調理に関する所属団体の長（会長等）となります。
証明者印は長の職印です。